

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………二
- ………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
- ………(同)……………六
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………七
- ………(環境局自然環境部計画課)……………七
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………七
- ………(同)……………七
- 知事指定薬物の指定の失効……………八
- ………(福祉保健局健康安全部業務課)……………八
- 保安林の指定 (二件)……………九
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………九
- 森林法第百八十九条の掲示……………九
- ………(同)……………九

公告

告示

○開発行為に関する工事完了 (二件)……………九
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………九

東京都告示第三百二十六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌 コード及び発行者	指定理由
四三三四	雑誌	ディアプラス コミックス DEAR+ C OMICS 713 H a k k a + 青葉くんのシークレッ ト・バーズン 四七五二八〇二 株式会社新書館	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

東京都告示第三百二十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第千二百九十七号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十六日

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類及び名称
- 三 事業施行期間
- 四 事業地

東京都知事 小池 百合子

瑞穂町
 福生都市計画下水道事業瑞穂町公共下水道
 昭和四十九年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで

取用の部分
 瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山地内
 使用の部分

昭和四十九年東京都告示第千二百九十七号、昭和五十三年東京都告示第百七十三号、昭和五十五年東京都告示第百六十六号、昭和五十七年東京都告示第百六十五号、昭和五十九年東京都告示第百八十七号、昭和六十三年東京都告示第千二百三十五号、平成二年東京都告示第百四十二号、平成十年東京都告示第百九十八号、平成十三年東京都告示第百二十七号、平成十八年東京都告示第百四十一号、平成二十二年東京都告示第百八十号、平成二十七年東京都告示第百七十六号、平成三十年東京都告示第百六十二号、令和三年東京都告示第百二十三号の事業地のうち、瑞穂町大字箱根ヶ崎字西平地内において事業地を変更する。

東京都告示第三百二十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第百二十号) 第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

品川区東品川一丁目二百九十六番一
及び同番四
令和四年二月二十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第三百二十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

世紀東急工業株式会社

代表取締役 平 喜一

港区三田三丁目十三番十六号

二 対象事業の名称及び種類

妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、既存破碎処理施設のある敷地に隣接する敷地において、改良土を生成する設備を有する破碎処理

施設を新たに整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年三月十六日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江戸川区環境部環境課

江戸川区中央一丁目四番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.049ppm であり、評価の指標を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 32.4%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は 0.048mg/m³であり、評価の指標を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 5.3%である。 工事の実施に際しては、建設機械が集中稼働しないよう工事内容の平準化及び機械の効率的な稼働に努めるほか、アイドリイングストップの励行等の環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質の低減に努める。 ・二酸化窒素 年間98%値 0.049ppm [評価の指標 0.04~0.06ppm 以下] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.048mg/m³ [評価の指標 0.10mg/m³以下]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.041ppm であり、評価の指標を満足している。なお、千葉県環境目録値を上回っているが、過去5年間の市川市及び浦安市の自排局5局における二酸化窒素の年平均値の年間 98%値(0.038~0.043ppm)と同程度であり、工事用車両の走行に伴う影響濃度の寄与率は 0.3~1.1%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は 0.047mg/m³であり、評価の指標を満足している。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。 工事の実施に際しては、全行程の平準化を検討し、工事用車両が集中しないようにするなど、工事用車両の走行に伴う大気質の低減に努める。 ・二酸化窒素 年間98%値 0.041ppm [評価の指標 0.04~0.06ppm 以下] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³ [評価の指標 0.10mg/m³以下]</p> <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う大気質(粉じん)】 破砕処理施設は、高さ約 16.5m の建築物内に格納し、塵材を搬送するベルトコンベヤは防じん・防音カバーで囲うことで、破砕及び運搬の過程における粉じんの飛散を防止する。 また、計画地の周囲には高さ約 10m の遮音壁を設置し、ヤードでの積み下ろし時に発生する粉じんの飛散を防止するほか、塵材及び建設発生土を投入するホッパーにシヤワーノズル、再生製品ヤード及び改良土ヤードを含めたすべてのヤードにスミアンクローを取り付け、粉じんの発生を防止する。さらに、タイヤ洗浄機を設置、場内散水等を行うことにより、粉じんの飛散を防止する計画である。 したがって、評価の指標とした「一般粉じん発生施設の構造等に関する基準」及び「事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されている」ことを満足すると考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の完了後></p> <p>【搬出入車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.041ppm であり、評価の指標を満足している。また、千葉県環境目録値を上回っているが、過去5年間の市川市及び浦安市の自排局5局における二酸化窒素の年平均値の年間 98%値(0.038~0.043ppm)と同程度であり、搬出入車両の走行に伴う影響濃度の寄与率は 0.3~1.3%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は 0.047mg/m³であり、評価の指標を満足している。また、搬出入車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。 施設の出入口には警備員が常駐し、搬出入車両の誘導に当たり、車両が接続道路に滞留しないようにするなど、搬出入車両の走行に伴う大気質の低減に努める。 ・二酸化窒素 年間98%値 0.041ppm [評価の指標 0.04~0.06ppm 以下] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³ [評価の指標 0.10mg/m³以下]</p> <p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、最大値出現地点において、評価の指標を下回る。 さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに、工事工程の管理を行うことにより建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を行い、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。 ・建設工事(3ヶ月目) 77dB (計画地北東側敷地境界) [評価の指標 80dB] ・解体工事(14ヶ月目) 75dB (計画地南東側敷地境界) [評価の指標 85dB]</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、最大値出現地点において、評価の指標を下回る。 さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに、工事工程の管理を行うことにより建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を行い、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努める。 ・建設工事(2ヶ月目) 60dB (計画地北側敷地境界) [評価の指標 70dB] ・解体工事(14ヶ月目) 67dB (計画地南側敷地境界) [評価の指標 75dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果は、2地点ともに評価の指標を下回る。 工事用車両の走行にあたっては、全体工程の平準化を検討し、工事用車両が集中しないようにするなど、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。 ・昼間 69dB [評価の指標 70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、2地点ともに評価の指標を下回る。 工事用車両の走行にあたっては、全体工程の平準化を検討し、工事用車両が集中しないようにするなど、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の低減に努める。 ・昼間 46~49dB [評価の指標 65dB]</p>

騒音・振動

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後> 【施設の稼働に伴う騒音】 施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、すべての時間帯において、評価の指標を下回る。 また、設備機器は、定期的なメンテナンスを行い、機器の異常による大きな騒音の発生を未然に防ぐ等の対策を行い、施設の稼働に伴う騒音の低減に努める。 ・昼間 50dB（計画地東側敷地境界）【評価の指標 60dB】 ・夕 50dB（計画地東側敷地境界）【評価の指標 55dB】</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 施設の稼働に伴う振動の予測結果は、すべての時間帯において、評価の指標を下回る。 また、設備機器は、定期的なメンテナンスを行い、機器の異常による大きな振動の発生を未然に防ぐ等の対策を行い、施設の稼働に伴う振動の低減に努める。 ・昼間 32dB（計画地北側敷地境界）【評価の指標 65dB】 ・夜間 32dB（計画地北側敷地境界）【評価の指標 60dB】</p> <p>【施設の稼働に伴う低周波】 施設の稼働に伴うG特性音圧レベル(L_{eq})予測結果は、81～91dBであり、評価の指標とした低周波の感覚閾値である100dBを下回る。 また、L/3オクターブバンド平均特性音圧レベルの予測結果は51～75dBであり、評価の指標とした「建具のがたつき閾値」（70～99dB）を下回る。</p> <p>【搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音】 搬出入車両の走行に伴う騒音の予測結果は、夜間において、1地点で評価の指標を超過している。なお、評価の指標を超過した地点の夜間における現況騒音レベルは環境基準を超過しており、搬出入車両に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満に留まるため、現況の騒音レベルを著しく増加させることはない。 また、施設の出入口には警備員が常駐し、搬出入車両の誘導に当たり、車両が接続道路に滞留しないようにするなど、搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。 ・昼間 69dB 【評価の指標 70dB】 ・夜間 65～66dB 【評価の指標 65dB】</p> <p>【搬出入車両の走行に伴う道路交通振動】 搬出入車両の走行に伴う振動の予測結果は、2地点ともに評価の指標を下回る。 また、施設の出入口には警備員が常駐し、搬出入車両の誘導に当たり、車両が接続道路に滞留しないようにするなど、搬出入車両の走行に伴う道路交通振動の低減に努める。 ・昼間 46～49dB 【評価の指標 65dB】 ・夜間 45～47dB 【評価の指標 50dB】</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
景観	<p><工事の完了後> 【主要な景観構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】 工事の完了後の主な建築物等は破砕処理施設、再生製品ヤードであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化の程度は小さいと考える。 また、周辺の環境に調和した色彩や屋上緑化などにより施設の視認性を和らげることで、評価の指標とした「水と緑に育まれた多様な『江戸川らしき』を活かした景観まちづくり」を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後の主な建築物等は破砕処理施設、再生製品ヤードであり、基本的な景観構成要素の変化はない。 また、建築物等は「江戸川区景観計画」に定められた景観形成基準に基づき、周辺の建物群のスカイラインに調和した高さ、外観意匠、色彩とすることで、周辺の環境に調和した景観を創出できることから、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><工事の施行中> 【破砕処理施設等の建設に伴う産業廃棄物（建設廃棄物）、建設発生土の発生量、再利用量及び処理・処分方法】 破砕処理施設等の建設に伴う建設廃棄物の発生量は、計画段階から発生抑制に努めることで約101tと予測する。主な廃棄物は建設汚泥、建設発生土、コンクリート等であり、コンクリートは既存施設において再資源化を図り、その他の廃棄物は、民間の産業廃棄物処理施設（再資源化施設）に搬出し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。 なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより、適正に処理・処分したことを確認する。 また、破砕処理施設等の建設に伴う建設発生土の発生量は約11,000m³であるが、一部は埋戻しに使用し、既存改良土施設で処理できない量となった場合は、建設発生土受入地の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛けを行い搬出する。 したがって、破砕処理施設等の建設に伴う産業廃棄物（建設廃棄物）、建設発生土の発生量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できると考えられる。</p> <p>【既存破砕処理施設等の解体・撤去に伴う産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用量及び処理・処分方法】 既存破砕処理施設等の解体・撤去に伴う発生する廃棄物の発生量は、約2,500m³と予測する。主な廃棄物はコンクリート、金属くず等であり、コンクリートは整備後の破砕処理施設において再資源化を図り、金属くずは全量、有価物として、回収業者へ搬出する。 なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより、適正に処理・処分したことを確認する。 したがって、既存破砕処理施設等の解体・撤去に伴う産業廃棄物の発生量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考えられる。</p>
廃棄物	<p>産業廃棄物</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>【非飛散性アスベスト廃棄物の保管方法及び運搬方法】 既存破砕処理施設におけるアスベストの使用状況は、既存破砕処理施設の建屋において、レベル3に該当するアスベスト含有建材の使用が確認されている。既存破砕処理施設の稼働中に確認できない箇所については、解体工事前に調査を行い、アスベストの使用の有無を確認し、「石綿障害予防規則」（平成17年、厚生労働省令第21号）、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（平成29年12月、東京都）に基づき適切に処理する。保管方法及び運搬方法は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月、環境省）に従い、運搬されるまでの間は、他の物と混入しないよう仕切りを設ける、石綿含有産業廃棄物である旨等を表示した二重袋に詰めるなどの対策を講じて保管し、運搬は許可を得た業者に委託するとともに、マニュアルにより確認する。 したがって、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p>＜工事の完了後＞ 【廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は、処理残さ 260m³、鉄筋くず 377t と予測する。処理残さは、民間の産業廃棄物処理施設（再資源化施設）へ搬出し、再資源化を図る。また、鉄筋くずは全量、有価物として、回収業者へ搬出する。 なお、事務所での事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物は、紙の裏面利用、ペーパーレス化などの発生抑制に努め、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみは分別を徹底し、リサイクルに出す等により、廃棄物の減量を図り、施設内に設置された保管場所から江戸川区が回収する。 したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>
温室効果ガス	<p>＜工事の完了後＞ 【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】 破砕処理施設においては、既存破砕処理施設よりも高効率設備を導入することで、既存破砕処理施設の設備で新施設の廃材等処理見込み量を処理する場合の温室効果ガス総排出量 520t-CO₂/年よりも約 6.0%の削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガス総排出量は約 490t-CO₂/年と予測する。 また、施設内の緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加を図るほか、LED 照明導入によりエネルギー使用量を削減する。 以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化等に関する法律等、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境確保条例等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであると考える。</p>

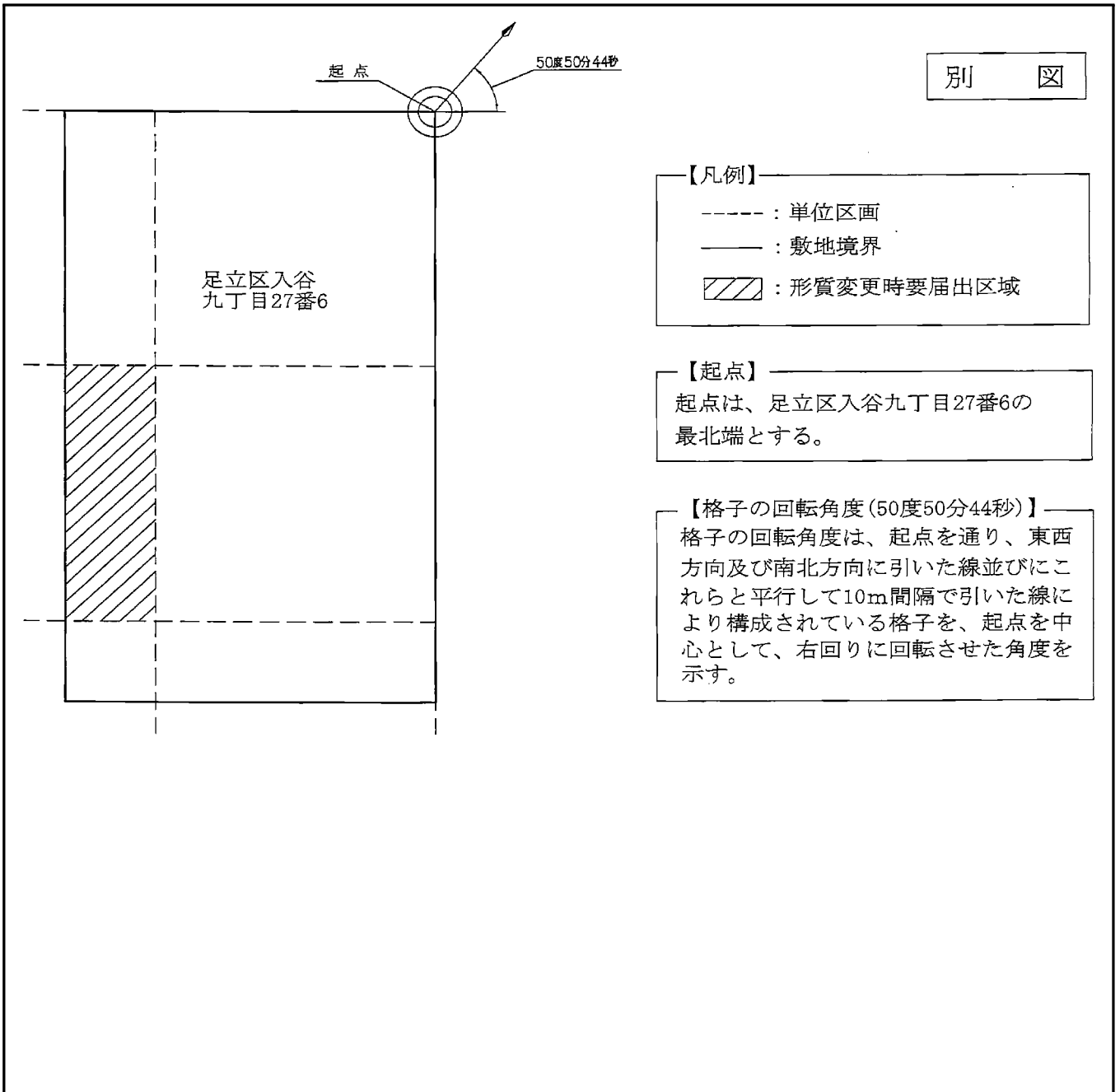
●東京都告示第三百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区入谷九丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第三百三十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

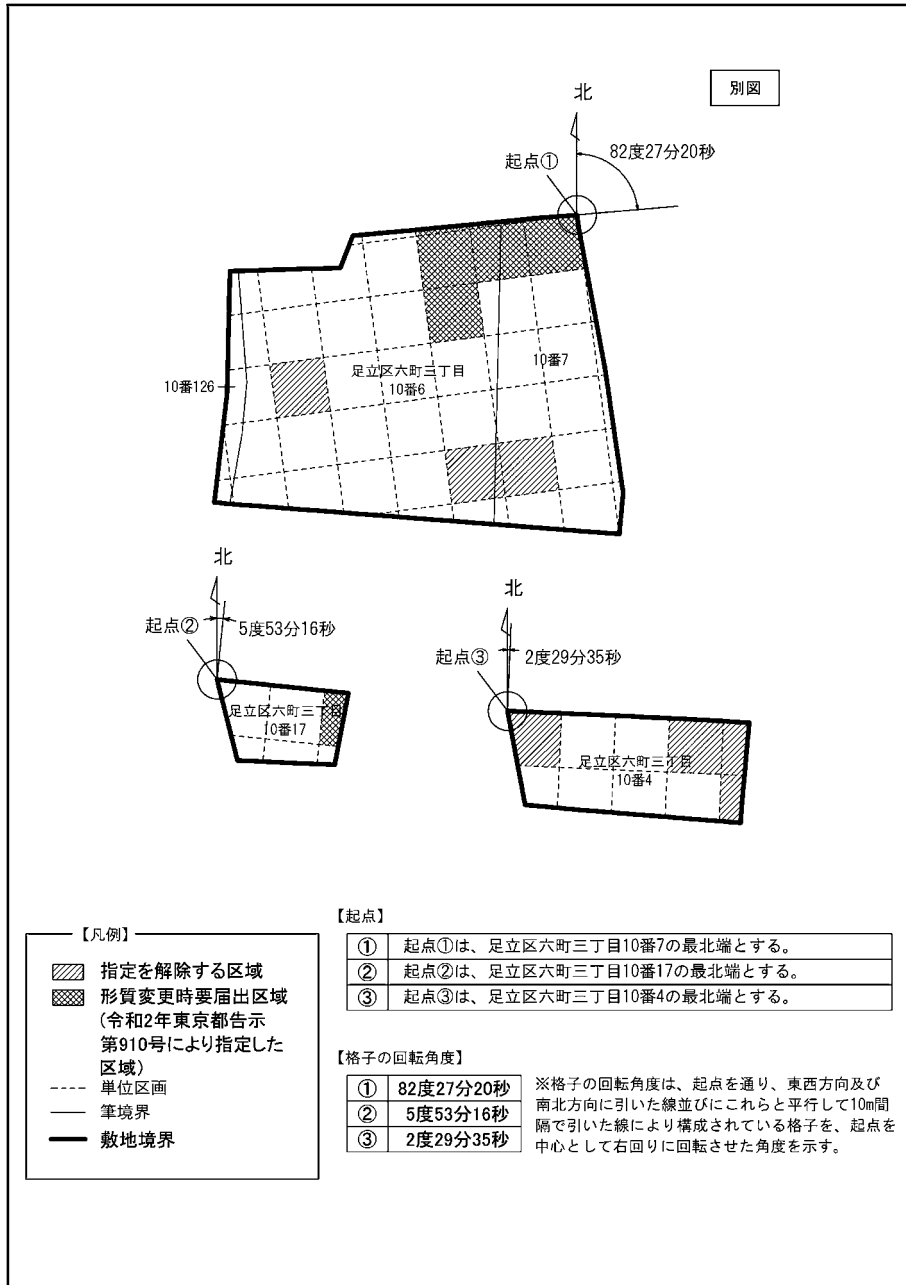
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第三百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者 (以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。) について次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社ハウンド

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
青梅市河辺町三丁目千五十二番地

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 河邊 博信

●東京都告示第三百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者 (以下「更新認定鳥獣捕獲等事業者」という。) について次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社ハウンド

二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所

青梅市河辺町三丁目千五十二番地

三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 河邊 博信

●東京都告示第三百三十四号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第三十四号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和四年三月十七日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルプタノアート及びその塩類	5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201
(2)	2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	Methoxpropamine、MXPr
(3)	2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene
(4)	1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類	α-D2PV、A-D2PV

●東京都告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町元町字十二礎六二八番及び六四七番八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和四年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

あきる野市養沢字奥養沢一五八一番口、一五八二番口、一五八七番イ二、同番イ三、同番ロ、同番ハ、一五八八番、一五八七番イ五・同番イ九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和四年三月十六日

一 保安林の所在場所等

東京都知事 小 池 百合子

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市上恩方町三九八八番地	小澤公男	八王子市
八王子市高月町二〇七一番地	堀部明彦	役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和四年農林水産省告示第二十九号のとおり。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市吹上二百二十六番一、練馬区石神井町二丁目二十番一地先、同番二、二百一十七番四、同番五及び同番七
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和四年三月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

青梅市大門一丁目四百四十三 青梅市河辺町五丁目八番地
 番一、四百四十四番一及び四 三号
 百四十五番一 株式会社ベストホーム
 代表取締役 齋藤 清

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

